

小規模事業者が**商工会と一体**となって取り組む、 **販路開拓**に必要な**費用の3分の2**を補助します

受付締切 【当日消印有効】

第12回：2023年6月1日（木） 事業実施期間：～2024年4月30日（火）

事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：5月25日（木）

第13回：2023年9月7日（木） 事業実施期間：～2024年7月31日（水）

事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：8月31日（木）

※申請を検討される方は、締切までに十分な余裕をもって、お早目に商工会までお越しください。

申請の際は、**最寄りの商工会による事業支援計画書が必要**となります。商工会に、補助金申請に必要な書類を申請者自らがお持ちいただき、事業支援計画書の交付を受け、提出してください。（社外代理人不可）



通常枠 補助上限 50万円

補助率 2/3

※75万円以上の補助対象経費に対して50万円を補助します。

75万円未満の補助対象経費に対して3分の2を補助します。

◇賃上げや事業規模の拡大を行う事業者のための「賃金引上げ枠」「卒業枠」、創業や後継者候補者の新たな取組を目的とした「後継者支援枠」「創業枠」は、通常枠と補助上限や補助率が異なります。

◇第12回からはインボイス枠が終了となり、**インボイス特例**が創設されました。対象者は補助上限額を一律50万円上乘せできます（裏面参照）。なお、共同申請は終了しました。

◇本事業の申請に際しては、原則**補助金申請システム**（名称：Jグランツ）の利用になります（郵送でも受付可）。

販路開拓につながる様々な取組みに活用できます！

販促用チラシ作成・配布



新商品開発



店舗改装



各種広告媒体の活用



販促用HP・ネット販売システムの構築



新規機械装置等の購入



販路開拓と合わせて行う業務効率化



まずは最寄りの商工会にご相談ください！

新居町商工会 TEL：053-594-0634

MAIL：arai-s@tokai.or.jp



対象事業者



会社および個人事業主であり常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者等
 ※令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金【一般型】第1回～第10回採択者、令和2年度第3次補正予算【低感染リスク型ビジネス枠】第1回～第6回採択者のうち、様式14を提出していない方は応募できません。

| | | |
|---------------------|--------------|-------|
| 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) | 常時使用する従業員数の数 | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員数の数 | 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員数の数 | 20人以下 |

いずれか1つの枠のみ申請が可能です。申請要件については、事前に最寄りの商工会に確認してください。
 第12回からインボイス枠が廃止され、インボイス特例(※1)が創設されました。

| 類型 | 補助率 | 補助上限 | インボイス特例 | 概要 |
|---------|------|-------|-------------|--|
| 通常枠 | 2/3 | 50万円 | +50万円 ※1 | |
| 賃金引き上げ枠 | 2/3※ | 200万円 | | 補助事業実施期間中に事業場内最低賃金を申請時の 地域別最低賃金より+30円 (すでに達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とする事業者 ※賃金引き上げに取り組む事業者のうち直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者については、 補助率を3/4に引き上げ |
| 卒業枠 | 2/3 | 200万円 | | 補助事業実施期間中に常時使用する従業員数を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者 |
| 創業枠 | 2/3 | 200万円 | | 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者 ※開業届を提出していても申請時点までに事業を開始していない場合は対象外 |
| 後継者支援枠 | 2/3 | 200万円 | | 申請時において、「アツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった事業者 |

※1 インボイス特例 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、補助事業終了時点で適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者は補助上限額を一律50万円上乘せします

- 各枠の要件に加え、**販路開拓の取組を行う**ことが必要となります。
- 補助金交付決定を受けても、**実績報告書等の確認時に、補助上限額引き上げ要件等、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行われません**ので十分ご検討のうえ、申請をお願いいたします。

申請にあたっては、必ず、「公募要領」、「応募時提出資料・様式集」、「参考資料」をご確認ください。

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。